

介護報酬請求等における伝送障害発生時の対応について

介護報酬等請求データ受付期間中において、地震などの自然災害等により、
本会サーバに障害が発生し、貴事業所で送受信ができなくなった場合には、伝
送通信ソフトの画面上に、エラーメッセージが表示されます。

伝送障害時の対応については、本会ホームページの「介護報酬請求等におけ
る伝送障害発生時対応マニュアル」により対応していただきたくお願いいたし
ます。

資料として保存しないで、必ず、伝送を行うパソコンのお近くに掲示してください!!
介護報酬請求等における伝送障害発生時対応マニュアル (平成30年3月)



伝送を行った際、エラーメッセージ等が表示され、
伝送ができない場合は下記手順にて対応願います。

伝送を行ったら、エラーメッセージが表示された。

確認

国保連合会ホームページ (<http://www.ibaraki-kokuhoren.or.jp/>) のトップ
ページの【伝送稼動状況】欄を確認する。

〔○伝送サーバ稼動機関
送信は原則、毎月1日～10日、受信は原則、毎月1日～末日となります。
※なお、サーバの保守等で稼動を停止することがあります。〕

稼動中

停止中

障害発生中

《伝送稼動状況》欄に
伝送サーバ正常稼動の表示

《伝送稼動状況》欄に
伝送サーバ停止の表示

《伝送稼動状況》欄に
伝送サーバ障害発生等の表示

伝送ソフト付属の操作マニ
ュアルを確認し、解決できない場
合は購入先の各ソフト会社に
ご確認ください

受信は可能ですが、送信は送信
可能期間に伝送してください。

国保連合会ホームペー
ジの《介護サービス事業所
の皆様へ》内の《国保連
合会からのお知らせ》内
に対応方法を掲載して
おりますので、そちらを
ご覧ください。

さらに解決
できないとき

国保連合会へFAXでお問合せください

※なお、「国保中央会介護伝送ソフト」を使用している事業所において、サーバ正常稼動中にエラーメッセージが表示された場合は、以下の対応をお願いいたします。

○まず、マニュアル等で伝送ソフトの設定等を再確認してください。それでも解決できない場合は、「国保中央会介護伝送ソフト」の「ヘルプ画面」及び国保中央会ヘルプデスクホームページに主な対応方法が掲載されておりますので、ご確認ください。さらに解決できない場合は、国保中央会介護伝送ヘルプデスクへFAX等でお問合せください。

○なお、伝送に関するエラーについては、国保連合会において対応可能な場合もありますので、FAXにてお問合せください。

※関係連絡先

①国保中央会「介護伝送ソフト」ヘルプデスク

FAX 0570-059-411 TEL 0570-059-401

ホームページ <http://www.kokuho.or.jp/KAIGOHELP/>

②茨城県国民保険団体連合会介護保険課

FAX 029-301-1580 (問合せ票を添付の上、ご送付ください) TEL 029-301-1567

ホームページ <http://www.ibaraki-kokuhoren.or.jp/>